



安心総合共済のさらなる加入拡大に向けて 毎年10,000件以上の加入を



人見一夫会長

日ごろから、自治退の諸活動にご協力いただきありがとうございます。

さて、自治退は、会員の福利厚生強化を目的として、安心総合共済に取り組んできました。また、昨年開催の第2回中間年県本部代表者会議において安心総合共済の減少傾向に歯止めをかけ、毎年の契約10,000件以上回復への取り組みを確認しました。

安心総合共済は、毎年減少傾向が続き、残念ながら2020年度の保険料を決める昨年の契約件数が10,000件を下回る結果になりました。この結果、保険料団体割引率は20年度募集分では30%から25%に引き下げられ、自治退がなにも対策をしなければ補償内容が変わらずに、掛金だけが引き上げられるという事態になりました。

自治退は福利厚生委員会・役員会で協議し、当面の措置として制度運営費の圧縮等により、2020年度からの掛金の引き上げを回避することとしました。しかしこれは、長期的に行えることではありません。安心総合共済の将来に向けた安定した制度のあり方について、今後検討しなくてはなりません。

安心総合共済の加入拡大に向け、各組織の役員さんで未加入の方は率先加入して下さるよう呼びかけます。

※ 制度運営費は、自治退共済会の運営費用（パンフレットの印刷費、単会助成金等）に充当するため保険料と一緒にお預かりしているものです。

契約10,000件以上復活に向け、 次の活動を全力で進めます

(1) <加入ゼロ単会をなくすため、まず単会三役の加入をめざす>

安心総合共済加入ゼロの単会をなくす緊急対策として、まず各単会の三役は全員加入して下さるよう呼びかけます。あわせて各級役員の高率加入をめざします。（20年度の中途加入は8月15日まで受付）

(2) <会員数の10%以上の加入をめざす>

各単会は「共済事業が自治退の組織強化活動のひとつの柱である」ことを役員会などで共通理解にし、当面会員数の5%以上、それを達成した組織では10%以上加入の単会ごとの目標を設定してその実現のための取り組みを呼びかけます。

(3) <チラシ・機関紙などの活用>

種々の機会をとらえて「安心総合共済」のチラシを多くの会員に届けることを基本とします。あわせて県本部・単会の新聞やニュースなどで会員に「安心総合共済」を知ってもらうよう努めます。

(4) <加入推進活動の強化>

拡大推進のために「安心総合共済」の内容、拡大の意義の徹底や活動の交流を図ります。また、退職者会の各種会議、集まり、旅行、イベントなどの機会を捉えてチラシなどの説明資料を活用して制度周知を図ります。特に、①加入者と同居している親族の起こした自転車事故、認知症の方が起こした事故で損害賠償

判決が出た場合などの充実した補償や、②加入者が無料で利用できる救急専門医や看護師資格を有するスタッフによる電話医療相談（メディカルアシスト）、弁護士、社会保険労務士が法律・税務・社会保険の相談に応じる（デイリーサポート）、社会福祉士、ケアマネージャー、看護師等による電話介護相談（介護アシスト相談）なども紹介します。

(5) <遺族会員制度の設置>

安心総合共済は退職者会員であることが加入要件です。各単会は規約を整備して遺族会員制度を設けておき、会員が万一の時も配偶者である遺族が希望する場合は引き続き安心総合共済に加入できることを案内します。

安心総合共済給付状況

全国で毎年1,000件の事故が発生しています

過去三年間の給付状況（表1）を見ると発生件数、給付金額ともに増加傾向となっています。

自動継続により加入者の平均年齢は毎年確実に上がってまいりますので、年齢による傷害事故件数増加と、一事故あたりの治療日数も長くなり給付金額が増えていると思われます。安心総合共済でケガの原因第一位は圧倒的に転倒によるものです。屋内で畳のへり程度の段差で転倒して打撲や骨折したり、滑って尻もちをつくなどにより圧迫骨折で入院治療となる事例もありました。

又、傷害事故の発生件数に比べれば少ないのですが、賠償事故により相手方とのトラブルとなるケースも発生しています。賠償事故に際しては東京海上日動火災保険会社が直接示談交渉をしてくれます。

<<表1>>

（金額単位 円）

2016年度		2017年度		2018年度	
件数	金額	件数	金額	件数	金額
981	64,898,252	1,061	73,931,617	1,185	85,162,864

【賠償責任事故例】

賠償事故の示談は保険会社が代行してくれます

ご近所の人（仮称Aさん）が自治会の用で訪問された際に、屋内で飼っていた犬がAさんの足に噛みついてケガをさせてしまった。

Aさんとは顔見知りでもあったので治療費とお見舞金として現金5万円を渡した。契約者はこれで本件は終わったものと思っていた。

しかし、後日Aさんから、この件以後仕事を休むようになったとして休業損害と慰謝料を請求してきました。Aさんは仕事で個人宅を訪問するそうですが、今回の事故以後犬を飼っている家に入れなくなったとのことでした。

この時点で、契約者が所属の退職者会に相談して安心総合共済の賠償責任保険で対応できることが判りその後の交渉を保険会社に一任し本件は解決しました。

安心総合共済制度の詳細については 取扱代理店 (株)自治労サービス

03-3239-5880 までお問い合わせください

連続する台風・豪雨被害＝気候災害 防ぐ行動、待ったなし

*2019年は日本各地で台風・豪雨被害が続きました。被災者にお見舞いを申し上げるとともに心から復旧・復興の早からんことを願います。翻って世界に目を向ければこの数十年、各地でゴア氏が「不都合な真実」で書いた明らかな異常気象＝台風・豪雨など気候災害が多発しています。

気候変動と温室効果ガス

*地球気候を天文学的時間で見れば、地球の公転軌道の形の変化や地軸の傾きによって日射量変動が起こり、寒冷期と温暖期が繰り返されて来たと言われます。これらは人類の力では如何ともできませんのでそれによる気候変動に対しては、その範囲内で生きる方法を探すしかありません。

*もう一つの気候変動の要素として太古から火山から噴出する温室効果ガスなどにより大気の組成と気候は変動してきました。これもまた人類の力では如何ともできません。

*しかし、今進行している気温上昇は過去のデータが示すパターンからは考えられない事態と言われます。

地球史ではごく最近の新参者である人類が行ってきた植物伐採と燃料化と、18世紀産業革命以来激増した化石燃料（石炭・石油・天然ガスなど）の大量消費によるCO₂やメタンガスなどの温室効果ガス排出が主な原因であることは間違いありません。

*人類が「破壊をもたらす炭素燃焼＝温室効果ガス排出」を続ければ、地球は経験したことのない気候変動に見舞われ、現存する全ての地球生物の生存が脅かされます。人類が作り出したこの危機は困難であっても人類に取り除く責務があります。

気候とエネルギー

*2019年にはスウェーデンの高校生のグレタ・トゥンベリさんの主張に呼応して世界の若者が脱炭素の運動を起し、国連もこれを後押しして注目を集めています。世界の大人たちも若者に負けてはいられません。

*国際機関としては「国際気候変動枠組み条約（UNFCCC）締約国会議（COP）」が15年にパリ協定採択、一旦締約国すべてが参加しましたが、CO₂排出の主要国である米のトランプ政権は19年にパリ協定から離脱、気候変動防止のブレーキになっています。

*日本の状況を見ると、政府が18年に決定した第5次エネルギー基本計画は石炭火力推進のままです。また、CO₂対策を口実にして危険で高コストの原発を推進するとしています。

企業行動を見ると、製造業・金融業ともに石炭火力発電事業推進の行動をとっており、国際的な批判を浴びています。

*地球生命のために人類が求められていることは、速やかにCO₂を増やす化石燃料に由来するエネルギーと原発依存をやめ、太陽光・風力・水力などの太陽由来の再生可能エネルギー中心に転換することです。今からCO₂排出を削減し始めても頻発する気象災害防止や海面上昇による生活の場の喪失はすぐには止まりません。しかし、これ以上悪化させないためになんとしても「今だけ・金だけ・自分だけ」の野放図なCO₂排出をやめさせなければなりません。

市民生活と企業行動

*気候変動防止のためには、市民生活と企業行動の双方で、エネルギー総量を節約することとCO₂を出さない再エネ活用に転換することが必要です。

日本のCO₂排出の3分の1は電力会社と言われます。市民生活を通じてできることは省エネの努力と、電力選択が自由化されたことを活かして再生可能な非火力電力・非原発電力を選ぶ契約を増やすことが有効な手立てになります。

*日本の場合、排出CO₂の4分の3以上は企業が排出しています。各国の事情は少しずつ違うかもしれませんが、基本的に世界中の企業排出を大きく減らすこと抜きには気候変動防止はできません。既に世界では多くの企業が健全な経営を維持しつつこのことに留意した行動をとり始めています。

*企業に脱炭素行動を促すには“ルールづくりと違反者への制裁”や“補助・誘導”などの多様な接近が可能です。市場経済の下では2006年に当時のアナン国連事務総長が提言した「責任投資原則（PRI：Principles for Responsible Investment）」は有力な手段のひとつです。（配慮テーマの例＝環境E：温室効果ガスの排出量減、環境ビジネスへの取り組み、社会S：児童労働排除、消費者保護・品質確保、企業統治G：女性取締役など多様性確保、企業不祥事防止）

この原則に署名して社会的責任投資を進めようとする投資家は「原則E（環境）」の中心軸に脱炭素を位置づけて資金運用者にその旨を指示し、投資を通じて企業に影響を及ぼす仕組みで、資本主義社会では大きな効果を持ちます。

既に世界中で多くの投資家がこの目的に沿う運用をしており、巨大な経済活動になっています。

年金積立金運用

*日本では高崎経済大学の水口剛教授などが先駆的に責任投資の運動に取り組み、特に機関投資家として資金力の大きな年金積立金による署名を重視して、関係団体に呼びかけを続けてきました。

*このことに呼応して自治労は2009年第81回大会の運動方針で次の方針を決定しました。「地方公務員共済組合をはじめとする公的年金積立金の運用にあたっては、地方公務員共済組合に対して、運用先の企業・組織等における社会的責任投資（SRI）に関する理解を進めるよう取り組みます。」

*この決定を皮切りにさらに方針を深化させつつ、地方公務員共済組合連合会・市町村職員共済組合連合会の自治労選出運営審議会委員等が尽力した結果、14年5月に地方公務員共済組合連合会が日本版スチュワードシップコード（機関投資家が投資先企業等の企業価値の向上や持続的成長と、「顧客・受益者」の中長期的な投資リターンの拡大を図る責任）受け入れ表明を実現して責任投資ファンドを設定し、ESG投資の枠を拡大してきました。これに市町村職員共済組合連合会も続き、日本の公的年金積立金運用でESG投資が本格的にスタートしました。

*連合も2009年から「ワーカーズキャピタル研究会」で検討を開始し2010年12月に「ワーカーズキャピタル責任投資ガイドライン」を策定、15年秋に改訂し進化させました。当初は企業年金の積立金運用を軸に取り組み、議論の成熟をまって厚生年金積立金の責任投資を求める要求に拡大しました。

*これらの結果、年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）が15年9月に責任投資原則に署名し、最大規模の機関投資家が参画しました。

*年金積立金は私たち働く者が積み立てて、年金財政安定のため運用している資金です。それを活用することで市場経済のルールの中で気候変動防止の手立ての一つとして役立てることが出来ます。これからも、年金保険の被保険者利益を守りつつ、社会的責任を果たすESG投資枠の拡大が求められます。

あらゆる手段を総動員して、気候災害を少なくし、失われる地球上の生命を減らすために取り組みましょう。